

市川市公契約要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公契約の適正な履行及び品質の確保並びに業務に従事する労働者を取り巻く環境の整備の推進を図ることを目的として、本市が行う労働条件の確認について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する建設工事及び業務委託に係る契約並びに市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号）第6条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 事業者 本市との間で第4条に規定する契約を締結する者をいう。
- (3) 指定管理者 本市との間で指定管理協定を締結する者（本市が出資している団体又は本市が継続的に人的若しくは財政的支援を行っている団体で市長が別に指定するものを除く。）をいう。
- (4) 下請業者 下請契約その他いかなる名称であるかを問わず、本市以外の者から第4条に規定する契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (5) 請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために事業者又は下請業者との請負契約により第4条に規定する契約に従事する者のうち次のいずれにも該当するものであって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者と同視すべき者をいう。
 - ア 当該契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - イ 当該契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者
- (6) 労働者 事業者又は下請業者に雇用され当該契約に従事する者及び請負労働者として当該契約に従事する者をいう。

(7) 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金及び請負労働者の収入をいう。

(労働条件の確認)

第3条 本市が行う労働条件の確認は、次のとおりとする。

- (1) 労働環境の確認
- (2) 労働者の適切な賃金水準による賃金の支払いの確認

(労働条件の確認の対象となる公契約)

第4条 前条第1号の労働環境の確認を行う公契約は、設計金額が3,000万円を超える契約であって次に掲げる契約に該当するもの及び指定管理協定とする。ただし、市長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 建設工事及び工事に関連する業務委託においては、市川市低入札価格調査制度に関する要綱（平成22年5月1日施行。次項において「低入札価格調査制度要綱」という。）第9条の規定により落札者を決定した契約
- (2) 業務委託（工事に関連する業務委託を除く。）においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定し、かつ、落札決定価格が当該契約に係る最低制限価格に100分の102を乗じて得た額に満たない額となる契約

2 前条第2号の賃金の支払いの確認（以下「賃金支払いの確認」という。）を行う公契約は、設計金額が3,000万円を超える建設工事において低入札価格調査制度要綱第9条の規定により落札者を決定した契約とする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により、賃金支払いの確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、本市が締結する公契約について、当該公契約の内容その他の事情を考慮して、労働条件の確認を行うことができる。

(労働環境の確認)

第5条 事業者は、当該契約を締結する日までに、市川市労働環境の確認に関する誓約書（様式第1号。第6項において「誓約書」という。）及び労働環境報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、当該契約に係る契約期間内において市長が別に指定する日までに、別表第1に定める市長が指定する社会保険労務士会から推薦された社会保険労務士による労働条件審査（以下「労働条件審査」という。）を受審するものとする。この場合において、事業者は、労働条件審査の受審に当たり、当該社会保険労務士との間で、当該労働条件審査の受審に係る契約を締結するものとする。

3 労働条件審査に係る関係書類等は、別表第2に掲げるとおりとする。この場合において、事業者は、当該労働条件審査を担当する社会保険労務士から同表に定めるもののほか当該労働条件審査に関し必要な書類の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

4 事業者は、労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市川市の休日であることを定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日）又は当該契約期間の末日のいずれか早い日までに、当該労働条件審査を実施した社会保険労務士が作成する当該労働条件審査に係る報告書の写し（以下「労働条件審査報告書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 労働条件審査の受審に要する費用は、別表第1に定めるとおりとし、事業者の負担とする。

6 市長は、第1項の規定により提出された誓約書及び労働環境報告書並びに第4項の規定により提出された労働条件審査報告書に基づき、労働環境の確認を行うものとする。

(労働者の賃金支払いの確認)

第6条 事業者は、当該契約を締結する日までに市川市賃金支払いの確認に関する誓約書(様式第3号)を、市長が別に指定する日までに労働者賃金支払報告書(様式第4号)を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された労働者賃金支払報告書に基づき労働者の賃金支払いの確認を行うものとする。この場合において、市長は、当該確認に際し疑義が生じたときは、事業者に対し、確認を求めるものとする。

3 事業者は、前項の規定により確認を求められたときは、すみやかに確認を行い、市長に報告するものとする。当該疑義の内容が下請業者に係るものであった場合も、同様とする。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、この要綱が適用される旨について、一般競争入札にあつては公告文により、指名競争入札にあつては指名通知により、それぞれ周知するものとする。

(調査、報告の聴取及び改善指導並びに競争参加資格停止の措置)

第8条 市長は、労働条件審査報告書の内容に基づき必要があると認めるときは、事業者に対して、労働環境の調査、報告の聴取等を行うことができる。この場合において、事業者は、市長が行う労働環境の調査、報告の聴取等に協力するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施した労働環境の調査、報告の聴取等の結果に基づき、必要があると認めるときは、改善指導を行うことができる。

3 市長は、労働者の賃金支払いの確認の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

4 前2項の場合において、市長は、事業者が改善指導に従わないときは、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準(昭和50年12月13日

施行)に基づく競争参加資格停止を行うことができる。

(労働条件の確認の基準)

第9条 労働環境の確認は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令を基準とするものとし、このうち賃金に係る事項にあつては建築保全業務労務単価、公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価及び千葉県最低賃金を基準として判断するものとし、労務管理に係る事項にあつては社会保険の加入状況の有無等により判断するものとする。

2 賃金支払いの確認は、別表第3に定める賃金水準額を基準として判断するものとする。

(指定管理協定に係る労働環境の確認)

第10条 第5条、第7条、第8条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定は、指定管理協定に係る労働環境の確認について準用する。この場合において、第5条第1項中「事業者は、当該契約を締結する日」とあるのは「指定管理者は、当該指定管理協定に係る指定の期間を考慮して市長が別に指定する日」と、同条第2項中「事業者は」とあるのは「指定管理者は」と、「契約に係る契約期間内」とあるのは「指定管理協定に係る指定の期間内」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項中「事業者は、労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過する日(その日が市川市の休日定める条例(平成元年条例第18号)第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日)又は当該契約期間の末日のいずれか早い日」とあるのは「指定管理者は、労働条件審査を終えた日の翌日から起算して30日を経過する日(その日が市川市の休日定める条例(平成元年条例第18号)第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日)」と、同条第5項中「事業者」とあるのは「指定管理

者」と、第7条中「一般競争入札にあつては公告文により、指名競争入札にあつては指名通知により、それぞれ」とあるのは「指定管理者の指定にあつては募集要項により、」と、第8条第1項中「事業者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、平成30年9月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、令和元年7月1日以後に指定する指定管理者について適用する。

別表第1（第5条関係）

市川市公契約要綱第5条第2項の規定に基づき定める事項は、次のとおりとする。

○ 市長が指定する社会保険労務士会

名 称 千葉県社会保険労務士会

所在地 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル7階

○ 労働条件審査に要する費用

1 案件につき、原則20万円（税抜）とする。ただし、労働条件審査の実施に際し、労働条件審査を担当する社会保険労務士が過分の交通費を要するに至ったときは、別途、当該交通費を負担するものとする。

別表第2（第5条関係）

労働条件審査に係る関係書類一覧

番号	書類名称	備考
1	就業規則（本社一括で届出をしているときは、その内容を確認できる書類）	直近の資料（常時10名以上の従業員を使用しているときは届出書・意見書）
2	賃金規程	直近の資料
3	その他規程	直近の資料（育児休業規程・セクハラ防止規程・短時間勤務規程等）
4	労働条件通知書	当該契約の内容に応じ、労働条件審査の対象として市長が指定する者（以下、「審査対象者」という。）について直近の資料（雇用契約書で代用しているときは不要）
5	36協定書	直近の資料（法定時間外労働、法定休日労働がないときは不要）
6	その他の労使協定（ないときは不要）	直近の資料（賃金控除、一斉休憩除外、育休適用除外、変形時間制等）
7	定期健康診断個人票（健診診断書可）	直近の資料2名分（管理職及び従業員1名分）
8	雇入れ時の健康診断書	直近の資料2名分（管理職及び従業員1名分）
9	衛生推進者選任証 要件確認書類（職歴を確認できる労働者名簿又は講習修了書修了証）	直近の資料（常時使用する従業員の数が10～49名の場合のみ必要）
10	安全教育マニュアル	従業員の雇入れ時に安全衛生について指導する資料があるときはその資料
11	緊急時連絡網	直近の資料
12	喫煙マニュアル	直近の資料（全館禁煙としているとき、及び喫煙対策が業務に含まれていないときは不要）
13	タイムカード（又は出勤簿）及びシフト表	審査対象者に係るもの（前年1月分～直近の出力可能月の分までまたは直近1年分）
14	有給休暇管理台帳（有給取得の記録）	審査対象者に係るもの（前年1月分～直近の出力可能月の分までまたは直近1年分）
15	有給取得率表	前年度の全員の年次有給休暇の取得率（取得日数÷付与日数（繰越分を除く））を一覧表にまとめてください。
16	振替休日指示（許可）書	直近の該当事例に係る資料（1件）
17	賃金台帳（ないときは給与・賞与明細）	審査対象者に係るもの（番号「13」の期間に応ずるもの）

18	扶養控除等申告書	審査対象者について直近に提出されたもの
19	銀行振込依頼書（銀行に給与の振込依頼をしたもの）	審査対象者について直近1ヶ月の資料
20	給与の口座振込に関する同意書	不作為抽出による従業員1名の資料
21	社会保険資格取得確認等通知 最初の労働条件通知書 採用後6カ月の賃金台帳	不作為抽出による従業員1名の資料 （できれば直近の採用者）
22	社会保険資格喪失確認通知書 退職届	直近の退職者（1名）に関するもの （有期雇用契約の満了により退職する場合は、退職届に代えて最後の労働条件通知書を提出してください。）
23	標準報酬額決定通知書（月額変更届の 事業主控えのことです。） 総括表の会社控え	審査対象者についての直近のもの
24	標準賞与額決定通知書 総括表の会社控え	審査対象者について直近のもの（賃金 規程上、賞与の支払いが予定されていないときは不要）
25	雇用保険資格取得等確認通知書	番号「21」の従業員に係るもの
26	労働保険料概算・確定申告書及び算定 基礎賃金集計表	直近の年度更新に係る資料（申告書及 び労働保険料計算書の双方）
27	被保険者離職証明書 退職前1年分の賃金台帳 退職前1年分のタイムカード	退職者の退職前1年分のタイムカード
28	労働者名簿	審査対象者に関するもの・指定従業員 に関するもの
29	セクシャルハラスメントの発生の防止	直近の資料（従業員に配布しているリー フレット・相談窓口の記録等）
30	パワーハラスメントの発生の防止への 取組みが確認できる書類	直近の資料（従業員に配布しているリー フレット・相談窓口の記録等）
31	メンタルヘルスケアの取組みが確認で きる書類	直近の資料（従業員に配布しているリー フレット・相談窓口の記録等）
32	子育て支援の取組みを確認できる書類	直近の資料（社内規程、従業員に配布 しているリーフレット等）
33	一般事業主行動計画作成届_（次世代育 成支援法に係るもの）	直近の資料（常時雇用する従業者数が 100人以下の場合は不要）
34	一般事業主行動計画作成届（女性活躍 推進法に係るもの）	直近の資料（常時雇用する従業員数が 300人以下の場合は不要）
35	ストレスチェックの取組みを確認でき る書類	直近の資料（規程、実施の有無等）
36	マイナンバーの取組みを確認できる書 類	直近の資料（基本方針、取扱規程、安 全管理措置等）

別表第3（第9条関係）

市川市公契約要綱第9条第2項の規定に基づき定める賃金水準額は、次に掲げる算定式により算出した額を基準とする。

算定式：公共工事設計労務単価÷8（時間）×0.85（定率）

※ 小数点以下は、切り上げる。

市川市労働環境の確認に関する誓約書

年 月 日

市 川 市 長

工事名（件名）

上記の契約に当たり、市川市公契約要綱（以下「要綱」という。）に規定する下記事項を遵守することを誓約します。

なお、要綱の規定による措置については、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。

- 1 要綱第5条第2項の規定による社会保険労務士が行うところの労働条件審査を受審し、それに伴う費用は要綱第5条第5項の規定に従い自らが負担すること。
- 2 要綱第8条第1項の規定による調査及び報告の聴取に協力すること。
- 3 要綱第8条第3項の規定により改善指導があった場合には、それを尊重すること。

住 所
商号又は名称
氏 名

印

労働環境報告書

年 月 日

市 川 市 長

工事名（件名） _____
 住 所 _____
 商号又は名称 _____
 氏 名 _____ 印

区 分	項 目	回 答
労働条件	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働の有無等その他の労働条件を文書で明示していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 就業規則を作成し、適正な方法で周知していますか。また、事業所単位で労働者が10人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
	(3) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、36協定を含め労使協定の締結・運用は適正ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
労働時間	(4) 労働者が働いた実際の労働時間を適正に把握し、記録していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5) 有給休暇・休日を適切に付与していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
賃 金	(6) 時間外、休日等に労働させた場合、適正な割増賃金を支払っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(7) 賃金について、通貨で全額を労働者に直接毎月1回以上一定期日を定めて支払っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(8) 当該契約に従事する従業員で最も低い労働時間単価はいくらですか。（下請等を含む。）	時間額 _____ 円
安全衛生	(9) 事業主は労働者に対して安全配慮義務がありますが、安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(10) 労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
各種保険	(11) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを適正に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「いいえ」を選択した場合は設問番号とその理由を記入してください。

設問番号	理 由

注1 回答欄のいずれかの□にレ点を付けること。

2 確認の結果、聞き取り調査を行う場合があります。

3 最も低い労働単価…労働賃金単価を1時間当たりで計算し、その金額を記入してください。

(計算方法)

(1) 時間給の場合・・・時間給を記入してください。

(2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間

(3) 月給の場合・・・月給×12÷年間の所定労働日数÷1日の所定労働時間
ただし、下記のものはい含まない。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

② 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）

③ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

④ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当等）

市川市賃金支払いの確認に関する誓約書

年 月 日

市 川 市 長

工 事 名 _____

上記の契約に当たり、市川市公契約要綱（以下「要綱」という。）及び下記事項を遵守することを誓約します。

なお、要綱の規定による措置については、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。

記

- 1 労働者の適切な賃金水準による賃金の支払いの確認（以下「確認」という。）に協力すること。
- 2 下請業者も確認の対象となることから、確認に関する誓約書（任意様式）を提出させ、写しを市川市に提出すること。
- 3 確認における事務手続きについて、市川市と下請業者との調整を行うこと。
- 4 労働者賃金支払報告書及び資料を作成するほか、下請業者にも作成を指導し、取りまとめて提出すること。また、書類は適切に取扱い、故意又は不注意による流出・紛失・漏えい等の事故を起こさないよう注意すること。
- 5 要綱第8条第3項の規定による改善指導があった場合には、それを尊重すること。

住 所
商号又は名称
氏 名

印

